

議案第 19 号

仙波辺地総合整備計画の策定について

仙波辺地総合整備計画を次のとおり定めることについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 7 年 2 月 14 日提出

佐野市長 金子 裕

仙波辺地総合整備計画書

栃木県佐野市 仙波辺地

（辺地の人口 676 人 面積 16.36k㎡）

1 辺地の概況

- （1） 辺地を構成する町又は字の名称 栃木県佐野市仙波町
- （2） 地域の中心の位置 栃木県佐野市仙波町 328 番地 1
- （3） 辺地度点数 112 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

仙波地区は、本市の中心地から約 1.5km 北方に位置し、農林業を主要産業とする自然豊かな山間地帯である。森林資源に恵まれているが、若年層の市街地への流出に歯止めがかからず、過疎・高齢化が問題となっている。

（1） 医療提供体制維持のための整備

仙波地区における医療については、高齢化に伴い当地域内の常盤診療所を利用する患者数も多いことから、診療所の運営は必要不可欠である。当該診療所では効率的な運営のため電子カルテを導入しており、医師の負担や患者の待ち時間の軽減に寄与している。この電子カルテは令和 7 年度で耐用年数が経過することから、診療所の安定した運営や地域住民の安心した生活を維持するため、更新が必要である。

また、病状に応じて機器を使用し病を早期発見し治療へと結びつけていくことが医療として最善であるが、医療機器の中には耐用年数を経過

し使用しているものもある。常盤診療所において使用している心電計は平成16年度に購入し、既に耐用年数を経過し、老朽化に伴う故障等の際、交換部品の入手が不可能となり、代替処置等も難しい状況である。については、迅速で正確な診断を行うために機器を更新し、医療提供体制を継続していく必要がある。

(2) 産業振興施設の整備

農林漁家高齢者センターは、主に農村レストランとして活用されており、農林業地域の特性を生かした高齢者の生きがい対策を図り、本市農林業の振興に寄与する目的で設置されている施設である。しかしながら、開設後36年が経過しており、老朽化により施設の利用に支障を来すおそれがあるため、屋根や床の改修工事による建物の長寿命化を実施し、利用者の利便性を向上させることで、中山間地域への継続的な誘客及び地域経済の活性化を図る必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和7年度 1年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
常盤診療所	佐野市	6,320	660	5,660	5,600
農林漁家高齢者センター	佐野市	14,542	0	14,542	14,500
合 計		20,862	660	20,202	20,100

理 由

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律によって、仙波辺地に係る公共的施設の整備を図るため、仙波辺地総合整備計画を策定したいので提案するものです。

参 考

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律抜粋

(総合整備計画の策定等)

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

2 総合整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 整備しようとする公共的施設
- (2) 整備の方法
- (3) 整備に要する経費とその財源内訳

3 総合整備計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- (1) 整備を必要とする辺地の事情
- (2) その他総務省令で定める事項

4－8 …省 略…